

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第8日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	アルメニア国立美術館美術品修復機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の交換公文	アルメニア国立美術館美術品修復機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	27,900千円 H24.7.31まで	H21.11.25 東京で (H22.2.26)	日本側 岡田克也外務大臣 アルメニア側 エドワルド・ナルバンジャン外務大 臣	H22.3.17 105号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。